

第十号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一
号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「出産支援休暇」の下に「、育児参加休暇」を加える。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

特別休暇に育児参加休暇を加える必要があるもので、本案を提出いたします。